

<対策のポイント>
漁業に関する国際規制の強化に対応するため、閣議了解に基づく減船を実施した漁業者に対する救済費及び処理費交付金を交付します。
また、TAC対象魚種の拡大、IQ導入等新たな資源管理への移行に伴い影響を受ける漁業者による減船等の構造再編や、それにより影響を受ける加工業者による原料転換の取組等を支援します。

<事業目標>
国際漁業及び国内漁業の計画的かつ円滑な再編整備の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際漁業再編対策事業

- ① 減船漁業者救済対策事業
再編整備の実施計画に従って廃業した者に対し、**救済費交付金**を交付します。
- ② 不要漁船処理対策事業
再編整備の実施計画に従った廃業により不要となった漁船をスクラップ処分した者に対し、**処理費交付金**を交付します。

2. 新資源管理導入円滑化等推進事業

- ① 減船・休漁等支援促進事業
新たな資源管理への移行に伴い影響を受け、漁船隻数の縮減や休漁を行う漁業者に対し、**減船・休漁**等を支援します。
- ② 水産加工業支援事業
減船・休漁等支援事業の再編に伴い影響を受ける加工業者に対し、原料転換に伴う**機器整備等及び原料調達**等に係る掛かり増し経費等を支援します。
- ③ 相互扶助漁獲支援事業
ア 同一資源を利用する漁業者間において、若齢魚を獲り控える漁業者に対し、成魚を漁獲し利益を得る漁業者が、**とも補償を行う場合等**に上乗せ支援します。
イ **クロマグロ**を利用する漁業者間において、小型魚（30kg未満）から**大型魚**に漁獲対象を転換する取組を支援します。

<事業の流れ>

